



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令(文部科学三)

〔告示〕

○移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示
(国家公安委・総務・国土交通一)

○特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する件(文部科学一四)

○平成三十一年四月一日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件(同一五)

○学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する件(同一六)

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

弁理士登録関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他

会社決算公告

一〇
一五

省

令

○文部科学省令第三号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十七条及び第八十二条において準用する第五十九条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月四日

文部科学大臣 柴山 昌彦

学校教育法施行規則の一部を改正する省令
 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後 前

<p>第二百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第二百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び特別の教科である道徳、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。</p> <p>第三百十条 (略)</p> <p>2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。</p> <p>別表第五（第二百二十八条関係）</p> <p>(一) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科</p>	<p>第二百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第二百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。</p> <p>第三百十条 (略)</p> <p>2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。</p> <p>別表第五（第二百二十八条関係）</p> <p>(一) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科</p>
<p>各教科</p> <p>保健医療</p> <p>医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健医療、臨床保健医療、地域保健医療と保健医療経営、保健医療基礎実習、保健医療情報活用、課題研究</p> <p>理学療法</p> <p>医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎理学療法、臨床理学療法、地域理学療法と理学療法経営、理学療法基礎実習、理学療法臨床実習、理学療法情報活用、課題研究</p> <p>理学療法</p> <p>人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法、理学療法管理、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法、理学療法臨床実習、理学療法情報活用、課題研究</p>	<p>各教科</p> <p>保健医療</p> <p>医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健医療、臨床保健医療、地域保健医療と保健医療経営、保健医療基礎実習、保健医療情報活用、課題研究</p> <p>理学療法</p> <p>医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎理学療法、臨床理学療法、地域理学療法と理学療法経営、理学療法基礎実習、理学療法臨床実習、理学療法情報活用、課題研究</p> <p>理学療法</p> <p>人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法、理学療法管理、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法、臨床実習、理学療法情報活用、課題研究</p>
<p>(二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科</p> <p>各教科に属する科目</p> <p>印刷</p> <p>印刷概論、印刷デザイン、印刷製版技術、DTP技術、印刷情報技術、デジタル画像技術、印刷総合実習、課題研究</p>	<p>(二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科</p> <p>各教科に属する科目</p> <p>印刷</p> <p>印刷概論、写真製版、印刷機械・材料、印刷デザイン、写真化学・光学、文書処理・管理、印刷情報技術基礎、画像技術、印刷総合実習、課題研究</p>

理容・美容	関係法規・制度、衛生管理、保健、化粧品化学、文化論、理容・美容技術理論、運営管理、理容実習、美容実習、理容・美容情報、課題研究
クリーニング	(略)
歯科技工	歯科技工関係法規、歯科技工学概論、歯科理工学、歯の解剖学、顎 ^が 口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、歯科技工実習、歯科技工情報、課題研究
備考 (略)	
理容・美容	理容・美容関係法規、衛生管理、理容・美容保健、理容・美容の物理・化学、理容・美容文化論、理容・美容技術理論、理容・美容運営管理、理容実習、理容・美容情報活用、課題研究
クリーニング	(略)
歯科技工	歯科技工関係法規、歯科技工学概論、歯科理工学、歯の解剖学、顎 ^が 口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、歯科技工実習、歯科技工情報活用、課題研究
備考 (略)	

- 附 則
- この省令は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は平成三十一年四月一日から、附則第六項の規定は平成三十二年四月一日から施行する。
 - この省令による改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）第百二十八条、第百三十条第二項及び別表第五の規定は、この省令の施行の日以降特別支援学校の高等部に入学した生徒（新令第百三十五条第五項の規定により準用される新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。
 - 前項の規定により新令第百二十八条、第百三十条第二項及び別表第五の規定が適用されるまでの特別支援学校の高等部の教育課程については、なお従前の例による。
 - 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に特別支援学校の高等部に入学した生徒（新令第百三十五条第五項の規定により準用される新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程については、平成三十一年四月一日から新令第百二十八条の規定が適用されるまでの間におけるこの省令による改正前の学校教育法施行規則（以下「旧令」という。）第百二十八条の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「探究の時間」とする。
 - 平成三十一年四月一日から新令別表第五の規定が適用されるまでの間における旧令別表第五の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「探究の時間」とする。
- とし、同表理療の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、理療情報」とし、同表理学療法管理の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、保健理療情報」とし、同表印刷の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、印刷製版技術、DTP技術、印刷情報技術、デジタル画像技術」とし、同表理容・美容の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、関係法規・制度、保健、化粧品化学、文化論、運営管理、美容実習、理容・美容情報」とし、同表歯科技工の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、歯科技工情報」とする。
- 6 平成三十二年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に特別支援学校の高等部に入学した生徒（新令第百三十五条第五項の規定により準用される新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成三十二年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程については、平成三十二年四月一日から新令第百二十八条第二項及び第百三十条第二項の規定が適用されるまでの間における旧令第百二十八条第二項の規定の適用については、同項中「特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）」とあるのは「特別の教科である道徳」とする。

告

示

○国家公安委員会
省告示第一号

国土交通省
告示第一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）の施行に伴い、及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成三十一年国家公安委員会省告示第一号）の一部を改正する告示を次のように定める。

国土交通省

国家公安委員会委員長

山本 順三

総務大臣

石田 真敏

国土交通大臣

石井 啓一

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示

移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成二十三年国土公安委員会省告示第一号）の一部を次のように改正する。

うに改正する。

改正後	改正前
<p>一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 移動等円滑化の目標</p> <p>移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられ、移動等円滑化に携わる様々な者が連携することに より、移動の連続性を確保することが重要である。</p>	<p>一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 移動等円滑化の目標</p> <p>移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられ、移動等円滑化に携わる様々な者が連携することに より、移動の連続性を確保することが重要である。</p>